

いわき市環境基本計画一部改定業務委託
公募型プロポーザル実施要領

令和6年7月18日

いわき市生活環境部 環境企画課

1 目的

「いわき市環境基本計画」は、いわき市環境基本条例第8条に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため策定するもの。

現行計画である「いわき市環境基本計画（第三次）」が令和7年度で中間年度を迎えるため、計画を一部改定するにあたり、環境法令の改正及び国・県等の環境関連施策を踏まえ、国等の情報を広く集積し、計画に反映させるため、計画改定に係る業務について委託によることとし、事業者の選定は、価格のみによる競争によらず、事業者の有する知識・経験や発想力、技術力等を総合的に評価することができる「公募型プロポーザル方式」とする。

2 業務の概要

- (1) 業務の名称 いわき市環境基本計画一部改定業務委託
- (2) 業務の内容 (別紙1)「いわき市環境基本計画一部改定業務委託仕様書」のとおり
- (3) 業務の期間 契約締結日から令和7年3月14日まで
- (4) 契約上限額 3,243,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の4の規定により、入札参加制限を受けていないこと。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱(平成22年2月22日制定)第4条第1項に規定する排除措置対象者に該当しないこと。
- (4) 公募開始の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、いわき市工事等に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等の基準に関する要綱(昭和52年3月28日制定)に基づく入札参加者選定基準による指名排除措置及び指名停止基準による指名停止を受けていないこと。
- (5) 法人税又は所得税、消費税及び地方消費税並びにいわき市に納めるべき市税を滞納していないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体ではないこと。
- (7) 国又は地方公共団体における環境基本計画の策定又は改定(軽微な計画見直しは含まない。)に係る支援業務の実績を有していること。

4 プロポーザルのスケジュール（予定）

実施内容	実施期間又は期限
(1) 募集公告、資料配布開始	令和6年7月18日（木）
(2) 質問受付期間	令和6年7月18日（木）～7月26日（金）
(3) 最終質問回答予定日	令和6年7月29日（月）
(4) 参加申込受付期間	令和6年7月24日（水）～7月31日（水）
(5) 参加資格審査結果通知	令和6年8月2日（金）
(6) 企画提案書受付期間	令和6年8月5日（月）～8月23日（金）
(7) 審査会	令和6年9月上旬（予定）
(8) 審査結果通知	令和6年9月上旬（審査会後5日以内）
(9) 契約締結	令和6年9月中旬

5 参加申込について

(1) 提出書類

様式	書類名	留意事項等
様式1	参加申込書	
様式2	会社概要書	
様式3	会社業務実績表	
様式4	同意書1	
様式5	同意書2	
添付1	商業登記事項証明書 （履歴事項全部証明書）	3か月以内に発行されたもの
添付2	財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株 主資本等変動計算書）	直近のもの
添付3	国税の納税証明書	3か月以内に発行されたもの
様式6	いわき市税の納税証明書	市内に事業所等がある場合のみ 3か月以内に発行されたもの

※ 令和6年度いわき市入札参加資格者名簿に登録されている者は、添付1から添付3まで及び様式6を省略することができる。

(2) 提出書類の配布方法

参加申込書等の様式は、いわき市ホームページからダウンロードすること。

URL <https://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1721193301358/index.html>

(3) 提出方法及び提出部数

提出書類は、持参又は郵送（提出期限内に必着とし、配達完了が確認できる書類郵便等に限る。）または宅急便による提出とし、提出部数は、正本1部とする。

(4) 提出期限

令和6年7月31日（水） 午後5時（必着）

※ 持参の場合は、土・日曜日及び祝日を除く開庁時間に限る。

(5) 提出先

提出先は「12 問い合わせ先」のとおり。

(6) 参加資格審査結果の通知

本プロポーザルの参加表明者から提出された書類について、担当課で参加資格審査を行い、結果を参加希望者に対し電子メール、書面等により通知する。

6 企画提案書について

(1) 提出書類

参加資格審査を通過した者のみが、企画提案書を提出することができるものとする。

様式	書類名	留意事項等
様式7	企画提案書	A4縦又はA3横
様式8	見積書	
添付4	実施方針、業務フロー、業務工程表	任意様式

※ 提案者の名称等が特定できる表現は行わないこと。

(2) 提出方法及び提出部数

提出書類は、持参又は郵送（提出期限内に必着とし、配達完了が確認できる書類郵便等に限る。）または宅急便による提出とし、提出部数は、正本が1部、副本6部とする。

(3) 提出期限

令和6年8月23日(金) 午後5時(必着)

※ 持参の場合は、土・日曜日及び祝日を除く開庁時間に限る。

(4) 提出先

提出先は「12 問い合わせ先」のとおり。

(5) 企画提案の無効

次のいずれかに該当する提案は、無効とします。

ア 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）または第95条（錯誤）に該当する提案

イ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

ウ その他、プロポーザルに関する条件に違反した提案

(6) 辞退

参加申込書の提出後、提案を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出することとします。

なお、参加申込書の提出期限後から契約締結までの間に参加資格の条件を満たさなくなった場合にも、同様に提出することとします。

7 質問の受付及び回答

実施要項等に関する質問は、質問書（様式9）に内容を簡潔に記載の上、問い合わせ先に提出してください。

(1) 受付期間

令和6年7月18日(木)から7月26日(金)午後5時まで（必着）

(2) 提出方法

持参、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれかにより提出してください。

なお、電子メール又はファクシミリによる提出の場合は、電話にて必ず受信確認を行ってください。

(3) 質問に対する回答

参加者の公平を期すため、質問書に対する回答は、市公式ホームページにて令和6年7月29日(月)までに公表します。また、質問の回答については、この要領の追加、補足又は修正とみなします。

なお、質問の内容により、本プロポーザル方式による委託事業者選定に公平性を保つことができないと判断した場合には、質問に回答しないことがあります。

8 企画提案書の審査・選定

(1) 審査委員会の設置

企画提案書等の審査及び評価は、本市が設置する「いわき市環境基本計画一部改定業務委託事業者選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）」において、実施するものとする。

(2) 審査の観点

各提案者から提出された企画提案書を「（別紙2）審査基準」に基づき審査し、総合点が最も高い提案書を「最優秀提案者（契約候補者）」として選定し、次いで評価の高い提案者を「次点」として選定する。

また、評価点の合計が同点の場合には、審査委員会の多数決により選定する。

なお、提案者が1者の場合であっても当該審査は実施することとし、審査における最低点（提案内容評価点の6割）以上の評価点を得た場合は、その提案者を契約候補者として選定する。

(3) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書を提出した者を対象にプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。ただし、審査委員会が必要ないと認めたときは、実施しない場合がある。プレゼンテーション及びヒアリングの実施について、詳細は後日、各提案者へ連絡する。

ア 開催予定日

令和6年9月上旬を予定（詳細は別途通知）

イ 場所

いわき市役所内を予定（詳細は別途通知）

ウ 審査体制

審査は、審査委員会が行う。

エ プレゼンテーションへの出席者

プレゼンテーションは原則3名以内で行うこととする。

オ 実施方法

① プレゼンテーションは、企画提案書の説明と表現を補足するための追加説明とし、その後、審査委員会の委員によるヒアリング（質疑応答）を実施する。

② 実施時間は、1事業者につき30分程度とし、説明を20分程度、ヒアリング（質疑応答）を10分程度とする。

なお、実施時間については変更する場合があるが、その際は各提案者へ連絡する。

③ プレゼンテーションの内容は、事前に提出した提案書に基づくものとし、新たな内容の資料提示は認めない。

④ 説明時に、提案者の名称が特定できるような表現及び対応はしないこと。

(4) 結果通知

本プロポーザルの審査結果は、令和6年9月上旬を目途に提案者の全てに対し電子メール、書面等により通知する。また、いわき市のホームページにて「最優秀提案者（契約候補者）」と「次点」について評価点とともに公表する。

9 契約の締結

(1) 契約の締結方法

本市と最優秀提案者（契約候補者）との間で、提出された企画提案書の記載事項を踏まえた協議を行い、協議が整った場合に、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定を準用し随意契約により、本業務の委託契約を締結する。（この協議によっては、提出された企画提案書の内容等について一部変更する場合がある。）

また、最優秀提案者（契約候補者）と協議が整わない場合にあっては、次点と協議のうえ、契約を締結する。

なお、最優秀提案者（契約候補者）及び次点の決定から契約締結までの間に、「3 参加資格」に合致しないこととなった場合には、契約を締結しないこととする。

(2) 契約書の作成

契約書は、2通作成し、市及び受託者の双方が各1通を保有する。契約金額は、消費税を内書で記載するものとする。

なお、契約書の作成に要する費用は、全て受託者の負担とし、契約変更についても同様とする。

10 情報公開及び提供

いわき市情報公開条例（以下、「公開条例」という。）では、行政情報の開示を請求することを市民の権利として保障するとともに、市政運営の公開性の向上を図り、もって市の機関の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにすること及び市民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な市政の推進に資することを目的として市政情報を公開していることから、本プロポーザル実施に関する情報についても公開条例を準用し、情報公開及び情報提供するものとする。

ただし、個人に関する情報や当該法人等又は個人の事業の運営を不当に害すると認められるものなど公開条例第7条第1項各号に該当する場合は、開示しない。その他、情報開示にあたっては、公開条例に従って行うものとする。

11 留意事項

(1) 企画提案にあたっては、本要領及び仕様書を熟読し、それらを遵守すること。

(2) 一提案者につき一提案とし、複数提案は禁止する。

(3) 企画提案に関する提出書類の変更、差替え、または再提出は認めない。

(4) 企画提案に係る一切の費用については、全て提案者の負担とする。

- (5) 企画提案で使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (6) 提出された企画提案書等の返却は行わない。
- (7) 次のいずれかに該当する場合は、無効とする。
- ア 本要領に示す参加資格要件から外れた者が行った企画提案
 - イ 本要領等の記載内容に従わない企画提案
 - ウ 定められた日時及び場所に提出されなかった企画提案
 - エ 記載すべき事項の全部または一部が記載されていない企画提案
 - オ 虚偽の記載をした企画提案
- (8) 企画提案に関する提出書類に含まれる著作物の著作権は提案者に帰属する。ただし、選定結果の公表等において、本市が本業務に関して必要と認めるものについては、企画提案書の全部または一部を無償で使用できるものとする。
- (9) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国及び日本国以外の国の法令等に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任の一切は提案者が負うものとする。
- (10) 企画提案に関し、本市が提示する書類及び資料は、本企画提案における提案目的以外の使用、複製、転載を禁止する。
- (11) 提案者が不適切な行動をとった場合及びその疑いが生じた等の場合において、公正に本プロポーザルを執行できないと認められるとき、またはその恐れがある場合は、本市は当該提案者を企画提案に参加させず、または本プロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。また、後日、一連の企画提案手続きにおいて不正な行為が行われていたことが判明した場合は、当該事業者との契約を解除することがある。
- なお、不正行為等により、本市に何らかの損害を発生させた場合には、損害賠償請求を行うこともある。
- (12) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他不可効力等により、市は事業計画及びスケジュールを変更又は中止する場合がある。このため、選考の過程において前述の事態に至った場合、市は提案者に対して一切の責任を負わないものとする。
- (13) 本要領に定めのない事項及び本要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。

12 問い合わせ先

住 所	〒970-8686 福島県いわき市平字梅本 21 番地		
部 署 名	いわき市 生活環境部 環境企画課 環境企画係 (担当：藤田)		
電 話	0246-22-7528	ファックス	0246-22-1286
電子メール	kankyokikaku@city.iwaki.lg.jp		